

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年5月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第10号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

附則第3項の表児童福祉法，身体障害者福祉法，生活保護法，知的障害者福祉法，老人福祉法又は母子及び寡婦福祉法の規定に基づく業務の項の次に次の1項を加える。

事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生じる損失の補償に係る交渉の業務	用地交渉等手当	日額	260円
---	---------	----	------

附 則

(施行期日)

1 この規則は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市職員特殊勤務手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）附則第3項（事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生じる損失の補償に係る交渉の業務に係る部分に限る。）の規定は，平成24年4月1日から適用する。

(支給期日の特例)

3 平成24年4月1日から同月30日までの期間に係る改正後の規則附則第3項に規定する用地交渉等手当は，改正後の規則第18条第1項の規定にかかわらず，同年6月の給料の支給日に支給する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)